

建設発生土の有効利用 —土質改良プラント認証制度 循環経済に向けて—

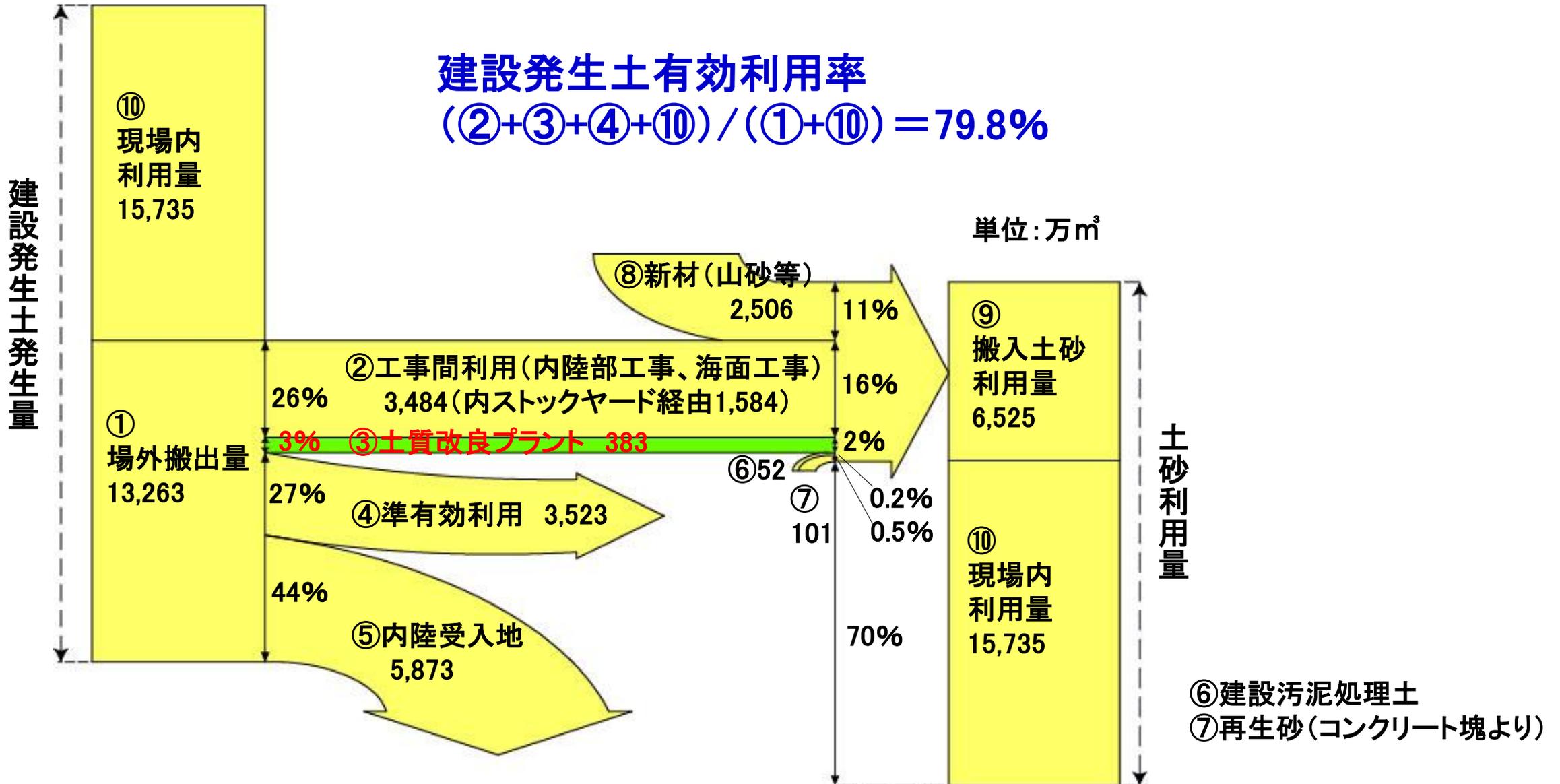
一般財団法人先端建設技術センター 企画部
グループマネージャー 橋立健司

発表内容

1. 建設発生土の有効利用の現状
2. 土質改良プラント制度の検討
3. 審査方法と内容
4. スtockヤード運営事業者登録について
5. 土質改良プラント認証事例
6. 循環経済への対応

建設発生土の有効利用の現状

建設発生土の再資源化等フロー(平成30年度)



建設発生土場外搬出土量の利用内訳他

建設発生土場外搬出の内訳		平成20年度 (万m ³)	平成24年度 (万m ³)	平成30年度 (万m ³)
①建設発生土の場外搬出量		14,063	14,079	13,263
⑨搬入土砂受入量	②場外搬出土の工事利用量 (ストックヤード経由含む)	3,425	4,332	3,484
	③改良土利用量 (土質改良プラント経由)	744	706	383
	⑥建設汚泥処理土	24	26	52
	⑦再生砂	147	144	101
	⑧新材(山砂)	3,156	2,633	2,508
	小計(②+③+⑥+⑦+⑧)	7,496	7,841	6,528
④,⑤内陸受入れ地等(①-②-③)		9,894	9,041	9,396

※国土交通省 平成20年度、平成24年度、平成30年度建設副産物実態調査結果より作成

土質改良プラント制度の検討

建設発生土の土質改良プラント認証制度の検討

1. 目的

建設発生土の有効利用の促進および新材利用の削減

2. 検討内容

土質改良プラントの現状把握(利用状況・土質改良土の品質)

3. 土質改良プラント認証制度の検討

認証対象の範囲、審査項目、土質改良土の品質基準等

⇒システム認証(土質改良土の製造手順、管理体制等)

認証の範囲

原料土

①事業内容に関する事項

- ・ 土質改良プラント運営に関する実績
- ・ 事業実施の体制
- ・ 財務状況

②製造管理に関する事項

- ・ 製造設備に関する事項
- ・ 製品の仕様明示
- ・ 製造手順、ロット完了土の保管管理

③受入・保管・出荷に関する事項

- ・ 原材料の受入・保管の手順
- ・ 改良土の保管手順
- ・ 出荷の手順
- ・ 計量設備の適切な校正

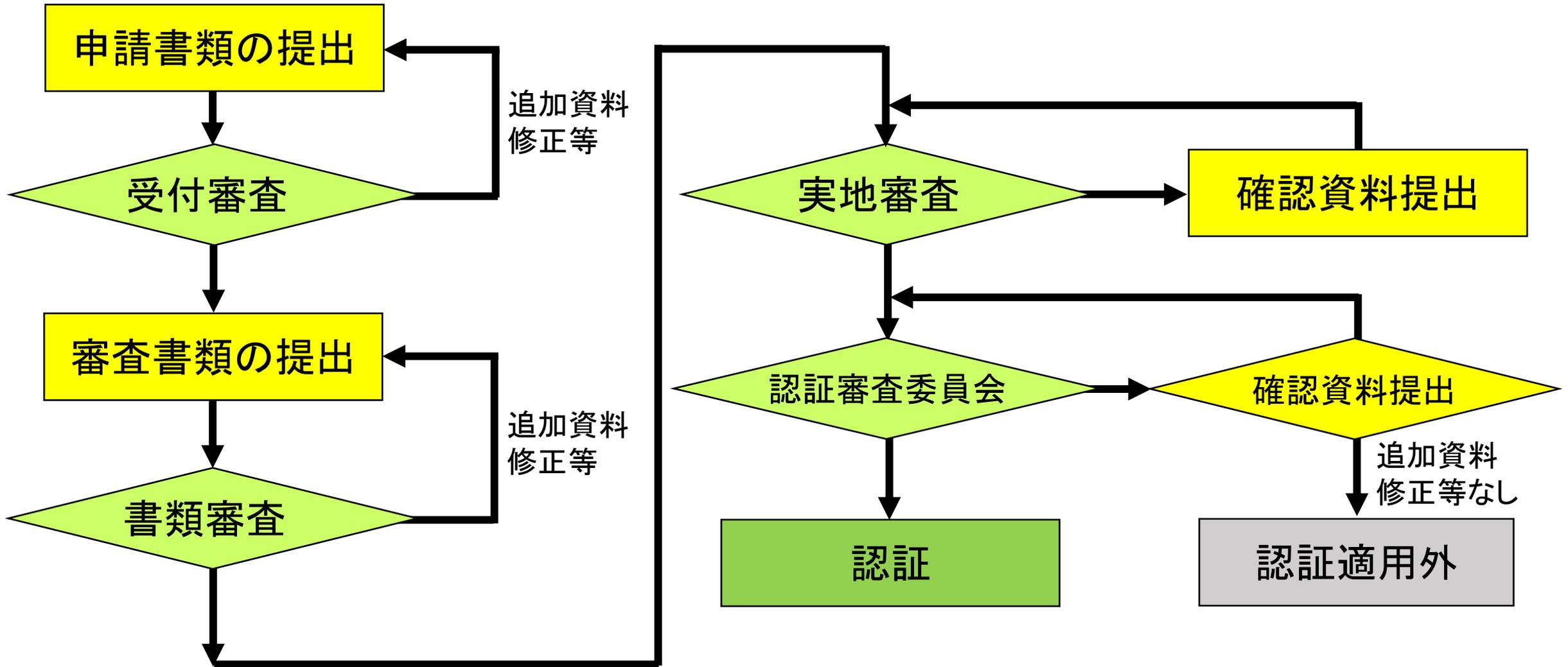
④品質管理に係る事項

- ・ 品質管理の手順
- ・ 品質検査の頻度、方法
- ・ 品質管理体制、記録

土質改良土

審査方法と内容

土質改良土プラント認証審査フロー



各審査の内容

1. 受付審査

申請する土質改良プラントの事業内容に関する書類審査

土質改良プラントの設備（平面図など）、土質改良土の生産能力、製造管理体制等

2. 書類審査

製造管理に関する書類審査

運転管理手順書、土質改良土製造手順書、原材料の受入保管手順書、土質改良土の保管・出荷手順書、品質管理手順書

各審査の内容

3. 実地審査

手順書通りに作業が実施されているか、記録帳票類が手順書通りに実施されているかを審査

4. 認証委員会審査

受付審査、書類審査、実地審査結果を、学識者・技術専門家で構成する認証委員会に報告し、認証の可否を諮る
適合と判断された土質改良プラントに対し、認証書を交付する

書類審査基準及び実地審査での確認文書

	審査項目	審査確認文書
製造管理に関する事項	製造設備 改良品の仕様の明示 製造手順 ロット管理	製造設備運転管理手順書 改良土製造手順書 異常時の対応手順書 製造設備点検記録票
受入・保管・出荷に関する事項	原材料受入・保管 改良材(剤)の受入 改良土の保管・出荷 文書・記録	原材料受入・保管手順書 改良材(剤)の受入・保管手順書 改良土の保管・出荷手順書 改良材(剤)受入記録 原材料受入・製品出荷記録
品質管理に関する事項	品質管理基準 品質検査(環境安全性・力学特性) 改良材、添加剤の供給 品質管理体制 文書・記録	品質管理手順書 品質試験記録票

ストックヤード運営事業者登録 について

ストックヤード運営事業者登録制度

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土規制法が施行されるとともに、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

新たな制度では、令和6年6月より、建設発生土を搬出する工事を請負う元請業者は、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、**最終搬出先まで確認することが義務づけられました**※（資源有効利用促進法省令）。

一方、**登録ストックヤード**に搬出した場合は、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、**元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。つまり、登録ストックヤード運営事業者は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。

ストックヤード経由の建設発生土確認範囲



※R6.6より開始

土質改良プラントのストックヤード運営事業者登録

土質改良プラントには、原料土のストックヤードと改良土（製品）を保管するストックヤードがある。

原料土受入は複数の現場から搬入されるので区分管理して保管することは困難な状況であるが、改良土の搬出先は、改良土の契約で確実に確認が容易なことから、**ストックヤードの登録制度が土質改良プラントの事業者にとっては、必要な制度である。**

本認証制度における審査基準の必須項目として、**ストックヤード運営事業者登録を追加した。**

土質改良プラント認証事例

土質改良プラント認証事例

- ・令和5年5月より建設発生土の土質改良プラント認証事業開始
- ・令和5年6月 審査依頼書、受付審査
- ・令和5年8月 申請書受理
- ・令和5年9月 書類審査
- ・令和5年11月 実地審査
- ・令和6年1月 認証委員会審査
- ・令和6年2月 認証書交付

実地審査状況



記録・帳票確認及びヒアリング



現地確認

ストックヤード運営事業者登録規定(令和5年国土交通省告示第157号)第16条
別記様式第7号による標識

ストックヤード登録票		
登録番号	第04000007号	
登録有効期間	令和5年6月19日から 令和10年6月18日まで	
商号又は名称	(株) ホツマプラント	
代表者氏名	赤坂 泰子	
主な事務所の所在地	宮城県多賀城市宮内1丁目14-15 電話番号 022(366)6040	
ストックヤード	登録番号	第040001号
	名称	(株) ホツマプラント
	所在地	宮城県多賀城市宮内1丁目14-15 電話番号 022(366)6040

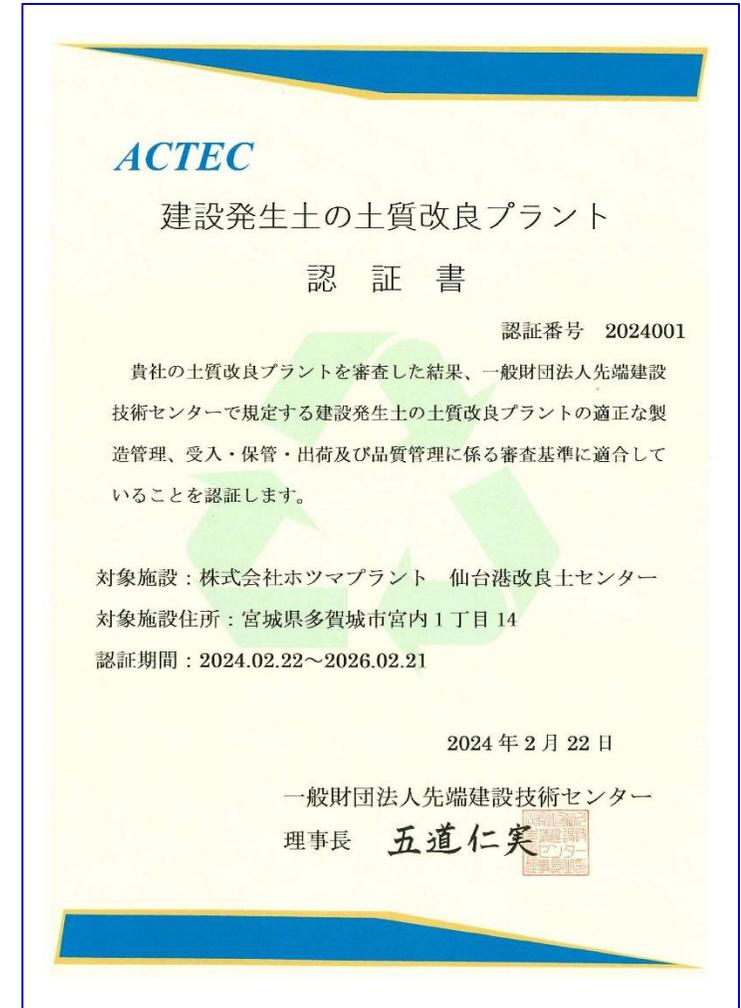
全国建設廃生土リサイクル協会会員

ストックヤード登録確認

認証書交付式



認証書の交付



循環経済への対応

循環経済への対応

◇SSTトレースシステムとの連携

- ・搬出入履歴の追跡：建設発生土の適正処理の確認
- ・処理状況の把握：改良土の有効利用状況の確認
- ・建設発生土の搬入先への受領書の発行
- ・改良土搬出先への受領書の発行依頼

SSTトレースシステムとの連携により、建設発生土の適正処理がより一層推進され、循環経済の実現に向けた大きな一歩となることが期待できる